

令和6年度 福島県立高等学校入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立修明高等学校

〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居 63 番地

電話 (0247)33-3214 FAX (0247)33-7943

1 募集定員

課程	学 科		募集定員	特色選抜入学者募集定員率
全日制	文理に関する学科	文 理 探 究 科	40	募集定員の15%程度
	農業に関する学科	生 産 流 通 科	40	募集定員の15%程度
		食 品 科 学 科	40	募集定員の15%程度
		地 域 資 源 科	40	募集定員の15%程度
	商業に関する学科	情 報 ビジネス科	40	募集定員の15%程度

2 出願資格

(1) 一般選抜においては、次の①又は②に該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 特色選抜においては、上記の①又は②に該当し、かつ9(1)に示す「志願して欲しい生徒像」（4ページ）を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 通学区域

すべての学科の通学区域は県下一円とする。

4 出願手続き

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 受付場所

本校事務室

(3) 併願について

- ① 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- ② 特色選抜での出願は、1小学科とし、第二志望は認めない。
- ③ 一般選抜の出願において、文理に関する学科（文理探究科）及び商業に関する学科（情報ビジネス科）を志願する者については、第二志望を認めない。農業に関する学科の小学科間（生産流通科・食品科学科・地域資源科）については、第二志望を認める。

(4) 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形 3 号、宛名記名）を同封の上、令和 6 年 2 月 8 日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① **入学願書**（様式統一 1 号の 1 により、県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、**入学検定料**として 2,200 円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- ② **令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**（以下「調査書」という。様式共通 1 号）
ただし、年齢 20 歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は**令和 6 年 2 月 15 日（木）から 2 月 16 日（金）まで**とする。受付時間は、**午前 9 時から午後 4 時まで**とする。
- ③ **特色選抜志願理由書**（様式前期 2 号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ **受験票用紙**（様式統一 1 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**（様式統一 1 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① **入学願書**（上記(1)①に同じ）
- ② **特色選抜志願理由書**（様式前期 2 号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
- ③ **健康診断書**（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ④ **履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ **受験票用紙**（様式統一 1 号の 2 により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ **入学検定料納付済証明書用紙**（様式統一 1 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**（様式統一 5 号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校の校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、434 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通 3 号）を交付する。

- (3) 提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先、出願した選抜及び第二志望を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願先、出願した選抜及び第二志望を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(様式前期3号の1)を添えて、在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(様式前期3号の2)を在学(出身)中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書(様式前期4号の1及び前期4号の2)を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により、入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(様式共通7号)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(様式共通7号)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

① 選抜方法

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接を資料として、さらに特色検査（実技）の結果を併せて資料として、下記の「志願して欲しい生徒像」を踏まえた上で、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願して欲しい生徒像

本校では、幅広い教養と高い専門性や豊かな人間性を身に付け、地域創生を担う人材の育成を目指している。

文理探究科

大学等への進学を目指した教育課程に対応できる基礎学力を身に付け、自ら課題を発見し、主体的・協働的に解決しようとする意欲の高い生徒、かつ下記の条件を満たす生徒を求めます。本学科では2年次から文系コースと理系コースに分かれて学習します。

本校のホッケー部、自転車競技部、野球部、バレーボール部において強い意志をもって3年間継続して活動することのできる者

生産流通科

農畜産物の栽培・飼育、流通等に興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする生徒、かつ下記の条件を満たす生徒を求めます。

本校のホッケー部、自転車競技部、野球部、バレーボール部において強い意志をもって3年間継続して活動することのできる者

食品科学科

農畜産物の加工・貯蔵等に興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする生徒、かつ下記の条件を満たす生徒を求めます。

本校のホッケー部、自転車競技部、野球部、バレーボール部において強い意志をもって3年間継続して活動することのできる者

地域資源科

地域資源や特産物の活用・理解等に興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする生徒、かつ下記の条件を満たす生徒を求めます。

本校のホッケー部、自転車競技部、野球部、バレーボール部において強い意志をもって3年間継続して活動することのできる者

情報ビジネス科

コンピュータやネットワーク、会計、マーケティング及び流通の仕組みに興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする生徒、かつ下記の条件を満たす生徒を求めます。本学科では、1年次の共通履修をふまえて、2年次からエリアマネジメントコースと情報マネジメントコースに分かれて学習します。

本校のホッケー部、自転車競技部、野球部、バレーボール部において強い意志をもって3年間継続して活動することのできる者

② 選抜資料

ア 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は45点満点として、合計180点満点とする。

「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。

ウ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、点数化し、25点満点とする。

エ 特色検査

実技を実施する。実技については、点数化し、45点満点とする。

オ 特色選抜志願理由書

本校の当該学科への志望動機及び、将来への抱負、本校で特に取り組みたいこと等について本人が記入する。点数化はしない。

カ 全体の満点は500点とする。

(2) 一般選抜

① 選抜方法

調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ア 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。

ウ 一般面接

集団面接を実施する。面接については、段階評価とする。

特色選抜との併願をする受験生についても、一般面接を実施する。

エ 学力検査と調査書の成績の比重

同等とする。

10 学力検査・面接の日程等

(1) 学力検査・一般面接

① 日時 令和6年3月5日（火）

受付 午前8時 ～ 午前8時30分

学力検査 午前9時 ～ 午後3時10分

一般面接 午後3時35分～

② 日程

8:00 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10 15:35～

受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	一般 面接
----	-----	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	-----	----------

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分) (25分)

③ 会場 本校

④ 当日は、受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（角度が測れるものや3辺の比が記入してある三角定規は使用できない）を持参する。

ただし、下敷、分度器及び携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

⑤ 当日の一般面接終了予定時間については、前日までに在学（出身）中学校長に連絡する。

(2) 特色面接・特色検査

① 日時 令和6年3月6日（水）

受付 午前8時 ～ 午前8時30分

開始 午前9時～

② 会 場 本校

③ 内 容

ア 特色面接

イ 特色検査（実技）

④ 当日は、受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム及び実技のための運動着、体育館シューズ等を持参すること。

ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

⑤ 当日の特色検査終了予定時間等については、学力検査の前日までに在学（出身）中学校長に連絡する。

11 合格発表

(1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

12 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 手続き

① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通14号）を令和6年3月7日（木）午後4時まで
に在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通15号）を交付する。

(4) 日程・日時・会場

① 日 時 令和6年3月11日（月）

受 付 午前8時15分～午前8時30分

学力検査 午前9時～午後2時45分

一般面接 午後3時～

特色面接、特色検査（実技）は一般面接終了後に行う。

② 日 程

8:15 8:30 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00～

受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	一般面接	特色面接 特色検査
----	-----	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	-----	------	--------------

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分) (15分)

③ 会 場 本校

④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(5) その他

- ① 追検査当日の詳細な日程については、追検査等受験の手続き終了後に在学（出身）中学校長に連絡する。
- ② インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。
- ③ 学力検査において、受験者が解答を開始した教科については、追検査で受験することはできない。

13 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通 16 号）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長に提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（様式共通 17 号）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「12 追検査等の実施」の「(3) 手続き」（6 ページ）に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たな出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 上記以外の事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。